

平成25年6月3日

株 主 各 位

大阪市大正区船町一丁目1番66号

株式会社 中山製鋼所

代表取締役社長 藤 井 博 務

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本定時株主総会におきましては、定時株主総会における通常の目的事項に加えて、平成25年3月28日付の当社プレスリリース「地域経済活性化支援機構による中山製鋼所への再生支援決定のお知らせ」にてお知らせいたしました当社の事業再生計画を実施するために必要となる事項につき、株主の皆様のご承認をいただきたく存じます。事業再生計画の実現のためには、本定時株主総会に上程する全ての議案が承認可決されることが必要となりますので、株主の皆様におかれましては、事業再生計画の趣旨をご理解いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示くださいます。平成25年6月17日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月18日（火曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 大阪市大正区船町一丁目1番66号 当社本社
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 - (1) 第119期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第119期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案から
第5号議案

当社と当社連結子会社5社との株式交換契約承認の件

- (第1号議案： 株式交換契約（中山三星建材株式会社）承認の件
- 第2号議案： 株式交換契約（中山通商株式会社）承認の件
- 第3号議案： 株式交換契約（三星商事株式会社）承認の件
- 第4号議案： 株式交換契約（三星海運株式会社）承認の件
- 第5号議案： 株式交換契約（三泉シャヤー株式会社）承認の件）

第6号議案	発行可能株式総数の増加に係る定款一部変更の件
第7号議案	第三者割当による募集株式発行の件
第8号議案	取締役3名選任の件
第9号議案	監査役3名選任の件
第10号議案	補欠監査役1名選任の件

以上

(お知らせ)

- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告書謄本は、別添の「第119期報告書」に記載のとおりであります。ただし、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nakayama-steel.co.jp/>) に掲載しておりますので、「第119期報告書」には記載していません。
- ◎株主総会参考書類に記載すべき事項のうち、株式交換契約承認の件に関する株式交換完全子会社各社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nakayama-steel.co.jp/>) に掲載しておりますので、株主総会参考書類には記載していません。
- ◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nakayama-steel.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

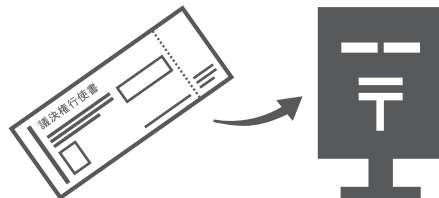
当日ご出席される方

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、資源節約のため本招集ご通知および添付資料「第119期報告書」をご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面により議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、総会前日の平成25年6月17日（月曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案から第7号議案の上程に至る背景および経緯

1. 背景および経緯の概要

当社は、平成20年のリーマン・ショックに端を発した世界同時不況により急激に悪化した鉄鋼需要の影響を受け、平成21年には営業損益が赤字に転落しました。

これを受け、当社は、営業損益の黒字化に向けて、転炉工場及びコークス工場を休止するとともにエネルギー供給体制の再構築を実施して大幅なコスト削減を行うなどの事業構造改革を実行しました。

しかしながら、高炉メーカー時代の休止設備や工場敷地を抱え、多重構造の組織人員体制のまま高コスト体質から脱却できずにいたことや、平成18年以降に実施した熱延工場への新規投資に伴う借入がリーマン・ショック等による業績悪化の影響と相俟って返済能力を超えた過剰な有利子負債になったことなど、事業面、財務面及び経営・組織面における窮境原因が相俟って表面化し、平成21年より4期連続で多額の営業損失を計上するに至っており、現在当社は、当社に対して金融債権を有する関係金融機関等（以下、「関係金融機関等」といいます。）より返済猶予を受けております。

当社が有する高い技術力や90年に及ぶ歴史を背景に築き上げた優良な顧客基盤を活かし、持続的な成長をしていくためには、徹底したコスト削減を図るとともに、グループ一体経営の強化及び財務体質の改善を伴う抜本的な事業再構築を推進することが不可欠となっております。しかしながら、自己資本が脆弱であり、かつ、過大な有利子負債を負担している現状においては、資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っています。

かかる事態を打開するため、当社は外部からの資本の受け入れを含む財務基盤の強化に向けたあらゆる選択肢を検討する中で、①関係金融機関等の利害調整等が可能であること、②事業再生の専門家の支援を受けることが企業価値及び信用力の維持・向上に繋がること等から、当社は、主力銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行と協議のうえ、株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「機構」といいます。）に再生支援を申し込むこととし、機構の再生支援の下で、企業価値の棄損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により関係金融機関等に金融支援を依頼するとともに、当社の連結子会社である中山三星建材株式会社（以下、「中山三星建材」といいます。）、中山通商株式会社（以下、「中山通商」といいます。）、三星商事株式会社（以下、「三星商事」といいます。）、三星海運株式会社（以下、「三星海運」といいます。）及び三泉シャー株式会社（以下、「三泉シャー」といいます。）（以下、前記連結子会社5社を総称して「連結子会社ら」といい、当社、連結子会社ら及び中山興産株式会社を総称して「当社グループ」といいます。）との株式交換（当該各株式交換を個別にまたは総称して、以下、「本株式交換」といいます。）によりグループ一体経営を強化したうえで、新日鐵住金

株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式會社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社、及び大和PIパートナーズ株式会社（以下、6社を総称して「スポンサー」といいます。）を引受先とする総額約90億円（予定）規模の第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を得て、財務基盤及び信用力の強化を図るとともに、経営体制を刷新し、徹底したコスト削減を主軸とする抜本的な事業再構築に取り組み、当社事業の再生を図るべく、事業再生計画（当社が策定し機構に対して提出した平成25年3月28日付事業再生計画を、以下、「本事業再生計画」といいます。）を策定いたしました。

2. 事業再生計画の概要

本事業再生計画は、当社の主力事業である鋼材事業（鋼板事業及び棒線事業）の収益力改善に向けて、徹底したコスト削減を図り、為替を含む市況の影響に耐えうる事業基盤を構築するとともに、優良な顧客基盤の活用に向けたグループ一体経営の強化及び財務体質の改善により、事業の再生を図ることを主要内容としております。

本事業再生計画における基本方針は、①業界トップクラスのロー・コスト経営の確立、②グループ一体経営の強化による総合力の発揮、③健全な財務体質への改善であります。

当社が、本事業再生計画を遂行し、当社事業の再生を図るためには、グループ一体経営を強化し、当社グループが一体となって再生に取り組むとともに、財務体質を改善する必要があることから、本定時株主総会において以下の企業再編等にかかるご承認をお願いするものであります。

(1) 株式交換

グループ全体の経営資源の選択と集中及びガバナンス体制の強化を目的として、連結子会社らとの間で本株式交換を実施し、当該各社の全てを当社の完全子会社とします。

(2) 第三者割当増資

①本定時株主総会において、(i)本株式交換、(ii)当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び(iii)本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記(i)及び(ii)の効力が発生していること、②機構において、株式会社地域経済活性化支援機構法第28条第1項に定める債権の買取決定が行われること、ならびに③当社に対して金融債権を有する関係金融機関等による合計約602億円の債権放棄が実行されることを前提に、スポンサーに対して、第三者割当による募集株式の発行を行います。

これにより、当社は本事業再生計画の遂行に必要な総額約90億円（予定）規模の資金を調達し、スポンサーの当社に対する議決権比率は、合計で3分の2超となります。また、当社は、スポンサーに対して、本事業再生計画の遂行に必要な最大限の支援と協力を依頼します。

本事業再生計画の実現のためには、これらの議案が承認可決されることが必要となりますので、株主の皆様におかれましては、本事業再生計画の趣旨をご理解いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

第1号議案から第5号議案 当社と当社連結子会社5社との株式交換契約承認の件

第1号議案 株式交換契約（中山三星建材株式会社）承認の件

1. 本株式交換（中山三星建材）を行う理由

当社は、平成25年3月28日付プレスリリース「地域経済活性化支援機構による中山製鋼所への再生支援決定のお知らせ」にありますとおり、当社の本事業再生計画実施の一環として、平成25年7月9日を効力発生日として、当社の連結子会社である中山三星建材、中山通商、三星商事、三星海運及び三泉シヤーを完全子会社とする本株式交換を行うことを、本定時株主総会における承認及び連結子会社らの株主総会の承認を得ることを前提に、平成25年3月28日開催の取締役会にて決議し、連結子会社らとの間で株式交換契約を締結いたしました。

当社の連結子会社らは、二次加工、需要家への販売能力（商社機能）、物流機能などの鋼材事業の重要な機能の一部を担っており、それぞれ事業分野毎に事業を展開して参りました。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は、内需の低迷・縮小、大幅な円高、原材料価格の高騰等により急激に厳しさを増しており、当社もまた当該経営環境の急激な悪化に加え、事業面、財務面及び経営・組織面における各窮境原因が相俟って表面化し、多額の営業損失を計上するに至っております。このような状況下において、当社グループが、経営基盤を抜本的に強化し、事業の継続的成長を果たすためには、分散している経営資源の効率化による事業の効率化を行い、シナジー効果を創出するとともに、経営の一体化による意思決定の迅速化を図ることが緊急で重要な課題であると認識しております。

当社は、連結子会社らを完全子会社化することにより、経営の効率化及び外部環境変化への対応力の強化を図り、早期に効率的な体制を実現することができると判断しており、その結果として、各社間の連携促進による販路の強化や生産・物流拠点の有効活用及び積極的な人材交流などによる経営支援の効率化等の効果を見込んでおります。

かかる連結子会社らの完全子会社化を実現するために、当社と連結子会社らは、平成25年3月28日に、いずれも平成25年7月9日を効力発生日として、(a)当社を株式交換完全親会社とし中山三星建材を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換（中山三星建材）」といいます。）、(b)当社を株式交換完全親会社とし中山通商を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換（中山通商）」といいます。）、(c)当社を株式交換完全親会社とし三星商事を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換（三星商事）」といいます。）、(d)当社を株式交換完全親会社とし三星海運を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換（三星海運）」といいます。）及び(e)当社を株式交換完全親会社とし三泉シヤーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換（三泉シヤー）」といいます。）を行うことを合意しました。

かかる合意に基づき、当社は、平成25年3月28日に、(a)中山三星建材との間で本株式交換（中山三星建材）にかかる株式交換契約（以下、「本株式交換契約（中山三星建材）」といいます。）を、(b)中山通商との間で本株式交換（中山通商）にかかる株式交換契約（以下、「本株式交換契約（中山通商）」といいます。）を、(c)三星商事との間で本株式交換（三星商事）にかかる株式交換契約（以下、「本株式交換契約（三星商事）」といいます。）を、(d)三星海運との間で本株式交換（三星海運）にかかる株式交換契約（以下、「本株式交換契約（三星海運）」といいます。）を、及び(e)三泉シャワーとの間で本株式交換（三泉シャワー）にかかる株式交換契約（以下、「本株式交換契約（三泉シャワー）」といいます。）をそれぞれ締結し（(a)ないし(e)の株式交換契約を個別にまたは総称して、以下、「本株式交換契約」といいます。）しました。

本議案は、本株式交換（中山三星建材）にかかる株式交換契約（中山三星建材）につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、特別決議事項であります。出席議決権の3分の2以上のご賛成が必要となりますので、何卒ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、前記の本株式交換（中山通商）にかかる株式交換契約（中山通商）については、第2号議案「株式交換契約（中山通商株式会社）承認の件」において、本株式交換（三星商事）にかかる株式交換契約（三星商事）については、第3号議案「株式交換契約（三星商事株式会社）承認の件」において、本株式交換（三星海運）にかかる株式交換契約（三星海運）については、第4号議案「株式交換契約（三星海運株式会社）承認の件」において、本株式交換（三泉シャワー）にかかる株式交換契約（三泉シャワー）については、第5号議案「株式交換契約（三泉シャワー株式会社）承認の件」において、それぞれ株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

2. 本株式交換契約（中山三星建材）の内容の概要

当社が中山三星建材と平成25年3月28日に締結した本株式交換契約（中山三星建材）の内容につきましては、別紙1「株式交換契約書（写）」に記載のとおりです。

3. その他本株式交換（中山三星建材）に関する事項

(1) 対価の相当性に関する事項

ア 中山三星建材の株主に対して当社が交付する株式の割当ての内容

(7) 割当比率

中山三星建材の株式1株に対し、当社の普通株式177株が交付される予定です。ただし、当社が保有する中山三星建材の株式325,860株については、株式交換による株式の割当てを行いません。

(4) 株式交換により交付する株式数

当社は上記割当比率に従って、新株発行により株式を交付する予定です。その結果、合計68,777,952株の新株式が交付される予定です。ただし、中山三星建材が反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

イ 株式交換比率の算定根拠等

(7) 算定の基礎

本株式交換（中山三星建材）における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、当社及び中山三星建材から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はフロンティア・マネジメント株式会社（以下、「フロンティア・マネジメント」といいます。）を、中山三星建材は山田FAS株式会社（以下、「山田FAS」といいます。）を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。

なお、当社及び中山三星建材はそれぞれの第三者算定機関より本株式交換（中山三星建材）における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

フロンティア・マネジメントは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、中山三星建材についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社がフロンティア・マネジメントに提供した当社の将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、中山三星建材との業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、中山三星建材がフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益は見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。後記の株式交換比率の算定レンジは、中山三星建材の普通株式1株に割当てられる当社の普通株式数のレンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ（中山三星建材の普通株式1株に割当てたる当社普通株式の数）
DCF法	135～214
類似会社比較法	165～214

なお、フロンティア・マネジメントは、本事業再生計画で想定されている債権放棄（約602億円）（以下、「本債権放棄」といいます。）及び本第三者割当増資に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、当社及び中山三星建材から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、中山三星建材及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析ならびに評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて中山三星建材の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び中山三星建材の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

山田FASは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、中山三星建材についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社が山田FASに提供した将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、中山三星建材との業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、中山三星建材が山田FASに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益を見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。また、後記の株式交換比率の算定レンジは、中山三星建材の普通株式1株に割当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ（中山三星建材の普通株式1株に割当てる当社普通株式の数）
DCF法	150～224
類似会社比較法	91～256

なお、山田FASは、本事業再生計画で想定されている本債権放棄及び本第三者割当増資に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

山田FASは、株式交換比率の算定に際して、当社及び中山三星建材から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、山田FASは当社、中山三星建材及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社及び中山三星建材の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び中山三星建材の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(イ) 算定の経緯

当社はフロンティア・マネジメントによる分析結果を、中山三星建材は山田FASの分析結果をそれぞれ参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、当社及び中山三星建材との間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成25年3月28日に、最終的に前記「3. (1)ア(ア) 割当比率」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(ロ) 算定機関との関係

フロンティア・マネジメント及び山田FASはいずれも、当社及び中山三星建材とは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換（中山三星建材）に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ハ) 公正性を担保するための措置

中山三星建材は、当社の連結子会社であることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及び中山三星建材は個別に独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、当社はフロンティア・マネジメントに、中山三星建材は山田FASに、それぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告をそれぞれ受けました。その後、当社及び中山三星建材はかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換（中山三星建材）を行うこととしました。なお、当社及び中山三星建材は、いずれも、第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ウ)利益相反を回避するための措置

中山三星建材は、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

当社取締役又は従業員と本株式交換（中山三星建材）を行う中山三星建材における兼任状況については、当社の取締役である箱守一昭が中山三星建材の非常勤取締役就任しておりますが、本株式交換（中山三星建材）について、利益が相反するおそれがあり、中山三星建材における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、中山三星建材の取締役会における本株式交換（中山三星建材）に係る審議及び決議には参加しておらず、また、中山三星建材の立場において、本株式交換（中山三星建材）に係る当社との協議及び交渉にも参加しておりません。

(2) 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社及び中山三星建材は、本株式交換（中山三星建材）の交換対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。

当社及び中山三星建材は、当社の普通株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換後、市場において取引機会が確保されることが可能であること等から、相当であると考えております。

(3) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換（中山三星建材）に際して増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。

資本金： 0 円

資本準備金： 法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額

利益準備金： 0 円

上記資本金及び準備金の額に関する事項の定めは、当社グループの資本政策及び当社の事業再生計画に鑑み相当であると判断します。

(4) 中山三星建材の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

中山三星建材の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.nakayama-steel.co.jp/>）に掲載しております。

(5) 中山三星建材の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等がある場合の当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(6) 中山三星建材において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

(7) 当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

第2号議案 株式交換契約（中山通商株式会社）承認の件

1. 本株式交換（中山通商）を行う理由

本株式交換（中山通商）を行う理由は、第1号議案の「1. 本株式交換（中山三星建材）を行う理由」においてご説明いたしましたとおりです。

本議案は、特別決議事項であり、出席議決権の3分の2以上のご賛成が必要となりますので、何卒ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

2. 本株式交換契約（中山通商）の内容の概要

当社が中山通商と平成25年3月28日に締結した本株式交換契約（中山通商）の内容につきましては、別紙2「株式交換契約書（写）」に記載のとおりです。

3. その他本株式交換（中山通商）に関する事項

(1) 対価の相当性に関する事項

ア 中山通商の株主に対して当社が交付する株式の割当ての内容

(ｱ) 割当比率

中山通商の株式1株に対し、当社の普通株式25株が交付される予定です。ただし、当社が保有する中山通商の株式510,398株については、株式交換による株式の割当てを行いません。

(ｲ) 株式交換により交付する株式数

当社は上記割当比率に従って、新株発行により株式を交付する予定です。その結果、合計35,240,050株の新株式が交付される予定です。ただし、中山通商が反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

イ 株式交換比率の算定根拠等

(ｱ) 算定の基礎

本株式交換（中山通商）における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、当社及び中山通商から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はフロンティア・マネジメントを、中山通商は山田FASを株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。

なお、当社及び中山通商はそれぞれの第三者算定機関より本株式交換（中山通商）における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

フロンティア・マネジメントは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、中山通商についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社がフロンティア・マネジメントに提供した当社の将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、中山通商との業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、中山通商がフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益は見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。後記の株式交換比率の算定レンジは、中山通商の普通株式1株に割当てられる当社の普通株式数のレンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ（中山通商の普通株式1株に割当てられる当社普通株式の数）
DCF法	18～30
類似会社比較法	18～44

なお、フロンティア・マネジメントは、本事業再生計画で想定されている本債権放棄及び本第三者割当増資に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、当社及び中山通商から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、中山通商及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析ならびに評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて中山通商の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び中山通商の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

山田FASは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、中山通商についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社が山田FASに提供した将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、中山通商との業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、中山通商が山田FASに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益を見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。また、後記の株式交換比率の算定レンジは、中山通商の普通株式1株に割当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ（中山通商の普通株式1株に割当てられる当社普通株式の数）
DCF法	19～29
類似会社比較法	16～35

なお、山田FASは、本事業再生計画で想定されている本債権放棄及び本第三者割当増資に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

山田FASは、株式交換比率の算定に際して、当社及び中山通商から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、山田FASは当社、中山通商及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社及び中山通商の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び中山通商の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(イ)算定の経緯

当社はフロンティア・マネジメントによる分析結果を、中山通商は山田FASの分析結果をそれぞれ参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、当社及び中山通商との間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成25年3月28日に、最終的に前記「3. (1)ア(7) 割当比率」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(ロ)算定機関との関係

フロンティア・マネジメント及び山田FASはいずれも、当社及び中山通商とは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換（中山通商）に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ハ)公正性を担保するための措置

中山通商は、当社の連結子会社であることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及び中山通商は個別に独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、当社はフロンティア・マネジメントに、中山通商は山田FASに、それぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告をそれぞれ受けました。その後、当社及び中山通商はかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換（中山通商）を行うこととしました。なお、当社及び中山通商は、いずれも、第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ニ)利益相反を回避するための措置

中山通商は、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

当社取締役又は従業員と本株式交換（中山通商）を行う中山通商における兼任状況については、当社の取締役である箱守一昭が中山通商の非常勤取締役就任しておりますが、本株式交換（中山通商）について、利益が相反するおそれがあり、中山通商における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、中山通商の取締役会における本株式交換（中山通商）に係る審議及び決議には参加しておらず、また、中山通商の立場において、本株式交換（中山通商）に係る当社との協議及び交渉にも参加しておりません。

(2)交換対価として当社の株式を選択した理由

当社及び中山通商は、本株式交換（中山通商）の交換対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。

当社及び中山通商は、当社の普通株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換（中山通商）後、市場において取引機会が確保されることが可能であること等から、相当であると考えております。

(3) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換（中山通商）に際して増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。

資本金： 0 円

資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額

利益準備金： 0 円

上記資本金及び準備金の額に関する事項の定めは、当社グループの資本政策及び当社の事業再生計画に鑑み相当であると判断します。

(4) 中山通商の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

中山通商の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.nakayama-steel.co.jp/>）に掲載しております。

(5) 中山通商の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等がある場合の当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(6) 中山通商において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

(7) 当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

第 3 号議案 株式交換契約（三星商事株式会社）承認の件

1. 本株式交換（三星商事）を行う理由

本株式交換（三星商事）を行う理由は、第 1 号議案の「1. 本株式交換（中山三星建材）を行う理由」においてご説明いたしましたとおりです。

本議案は、特別決議事項であり、出席議決権の 3 分の 2 以上のご賛成が必要となりますので、何卒ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

2. 本株式交換契約（三星商事）の内容の概要

当社が三星商事と平成25年3月28日に締結した本株式交換契約（三星商事）の内容につきましては、別紙3「株式交換契約書（写）」に記載のとおりです。

3. その他本株式交換（三星商事）に関する事項

(1) 対価の相当性に関する事項

ア 三星商事の株主に対して当社が交付する株式の割当ての内容

(イ) 割当比率

三星商事の株式1株に対し、当社の普通株式35株が交付される予定です。ただし、当社が保有する三星商事の株式359,000株については、株式交換による株式の割当てを行いません。

(ロ) 株式交換により交付する株式数

当社は上記割当比率に従って、新株発行により株式を交付する予定です。その結果、合計19,635,000株の新株式が交付される予定です。ただし、三星商事が反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

イ 株式交換比率の算定根拠等

(イ) 算定の基礎

本株式交換（三星商事）における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及び三星商事から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はフロンティア・マネジメントを株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定しました。なお、三星商事については、同社の判断により、第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼していません。

なお、当社は第三者算定機関より本株式交換（三星商事）における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

フロンティア・マネジメントは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、三星商事についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社がフロンティア・マネジメントに提供した当社の将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提としており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、三星商事との業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、三星商事がフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提としており、大幅な増益または減益は見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。後記の株式交換比率の算定レンジは、三星商事の普通株式1株に割当てられる当社の普通株式数のレンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ（三星商事の普通株式1株に割当てる当社普通株式の数）
DCF法	31～42
類似会社比較法	25～39

なお、フロンティア・マネジメントは、本事業再生計画で想定されている本債権放棄及び本第三者割当増資に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、当社及び三星商事から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、三星商事及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析ならびに評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて当社及び三星商事の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び三星商事の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

(イ)算定の経緯

当社はフロンティア・マネジメントによる分析結果を参考にしつつ、当社及び三星商事は、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成25年3月28日に、最終的に上記「3. (1)ア(ア) 割当比率」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(ロ)算定機関との関係

フロンティア・マネジメントは、当社及び三星商事とは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換（三星商事）に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ハ)公正性を担保するための措置

当社は独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、当社はフロンティア・マネジメントに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告を受けました。その後、当社はかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換（三星商事）を行うこととしました。なお、当社は、第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(オ)利益相反を回避するための措置

三星商事は、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

当社取締役又は従業員と本株式交換（三星商事）を行う三星商事における兼任状況については、当社の従業員である内藤伸彦が三星商事の非常勤取締役就任しておりますが、本株式交換（三星商事）について、利益が相反するおそれがあり、三星商事における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、三星商事の取締役会における本株式交換（三星商事）に係る審議及び決議には参加しておらず、また、三星商事の立場において、本株式交換（三星商事）に係る当社との協議及び交渉にも参加しておりません。

(2) 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社及び三星商事は、本株式交換（三星商事）の交換対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。

当社及び三星商事は、当社の普通株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換（三星商事）後、市場において取引機会が確保されることが可能であること等から、相当であると考えております。

(3) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換（三星商事）に際して増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。

資本金： 0 円

資本準備金： 法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額

利益準備金： 0 円

上記資本金及び準備金の額に関する事項の定めは、当社グループの資本政策及び当社の事業再生計画に鑑み相当であると判断します。

(4) 三星商事の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

三星商事の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.nakayama-steel.co.jp/>）に掲載しております。

(5) 三星商事の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等がある場合の当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(6) 三星商事において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

(7) 当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

第4号議案 株式交換契約（三星海運株式会社）承認の件

1. 本株式交換（三星海運）を行う理由

本株式交換（三星海運）を行う理由は、第1号議案の「1. 本株式交換（中山三星建材）を行う理由」においてご説明いたしましたとおりです。

本議案は、特別決議事項であり、出席議決権の3分の2以上のご賛成が必要となりますので、何卒ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

2. 本株式交換契約（三星海運）の内容の概要

当社が三星海運と平成25年3月28日に締結した本株式交換契約（三星海運）の内容につきましては、別紙4「株式交換契約書（写）」に記載のとおりです。

3. その他本株式交換（三星海運）に関する事項

(1) 対価の相当性に関する事項

ア 三星海運の株主に対して当社が交付する株式の割当ての内容

(イ) 割当比率

三星海運の株式1株に対し、当社の普通株式563株が交付される予定です。ただし、当社が保有する三星海運の株式15,350株については、株式交換による株式の割当てを行いません。

(イ) 株式交換により交付する株式数

当社は上記割当比率に従って、新株発行により株式を交付する予定です。その結果、合計22,996,298株の新株式が交付される予定です。ただし、三星海運が反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

イ 株式交換比率の算定根拠等

(イ) 算定の基礎

本株式交換（三星海運）における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、当社及び三星海運から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はフロンティア・マネジメントを、三星海運は山田FASを株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。

なお、当社及び三星海運はそれぞれの第三者算定機関より本株式交換（三星海運）における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

フロンティア・マネジメントは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、三星海運についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社がフロンティア・マネジメントに提供した当社の将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、三星海運との業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、三星海運がフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益は見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。後記の株式交換比率の算定レンジは、三星海運の普通株式1株に割当てられる当社の普通株式数のレンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ（三星海運の普通株式1株に割当てられる当社普通株式の数）
DCF法	533～802
類似会社比較法	539～580

なお、フロンティア・マネジメントは、本事業再生計画で想定されている本債権放棄及び本第三者割当増資に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、当社及び三星海運から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、三星海運及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析ならびに評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて三星海運の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び三星海運の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

山田FASは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、三星海運についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社が山田FASに提供した将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、三星海運との業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、三星海運が山田FASに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益を見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。また、後記の株式交換比率の算定レンジは、三星海運の普通株式1株に割当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ（三星海運の普通株式1株に割当てられる当社普通株式の数）
DCF法	513～766
類似会社比較法	450～741

なお、山田FASは、本事業再生計画で想定されている本債権放棄及び本第三者割当増資に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

山田FASは、株式交換比率の算定に際して、当社及び三星海運から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、山田FASは当社、三星海運及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社及び三星海運の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び三星海運の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(イ)算定の経緯

当社はフロンティア・マネジメントによる分析結果を、三星海運は山田FASの分析結果をそれぞれ参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、当社及び三星海運との間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成25年3月28日に、最終的に前記「3. (1)ア(ア) 割当比率」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(ロ)算定機関との関係

フロンティア・マネジメント及び山田FASはいずれも、当社及び三星海運とは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換（三星海運）に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ハ)公正性を担保するための措置

三星海運は、当社の連結子会社であることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及び三星海運は個別に独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、当社はフロンティア・マネジメントに、三星海運は山田FASに、それぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告をそれぞれ受けました。その後、当社及び三星海運はかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換（三星海運）を行うこととしました。なお、当社及び三星海運は、いずれも、第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ニ)利益相反を回避するための措置

三星海運は、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

当社取締役又は従業員と本株式交換（三星海運）を行う三星海運における兼任状況については、当社の従業員であった守屋隆男が三星海運の非常勤取締役役に就任しておりますが、本株式交換（三星海運）について、利益が相反するおそれがあり、三星海運における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、三星海運の取締役会における本株式交換（三星海運）に係る審議及び決議には参加しておらず、また、三星海運の立場において、本株式交換（三星海運）に係る当社との協議及び交渉にも参加しておりません。また、当社の常勤監査役である笹部隆夫は三星海運の非常勤監査役に就任しておりますが、三星海運における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、三星海運の取締役会に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べておりません。

(2) 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社及び三星海運は、本株式交換（三星海運）の交換対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。

当社及び三星海運は、当社の普通株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換（三星海運）後、市場において取引機会が確保されることが可能であること等から、相当であると考えております。

(3) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換（三星海運）に際して増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。

資本金： 0 円

資本準備金： 法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
利益準備金： 0 円

上記資本金及び準備金の額に関する事項の定めは、当社グループの資本政策及び当社の事業再生計画に鑑み相当であると判断します。

(4) 三星海運の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

三星海運の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.nakayama-steel.co.jp/>）に掲載しております。

(5) 三星海運の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等がある場合の当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(6) 三星海運において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

(7) 当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

第5号議案 株式交換契約（三泉シヤ－株式会社）承認の件

1. 本株式交換（三泉シヤ－）を行う理由

本株式交換（三泉シヤ－）を行う理由は、第1号議案の「1. 本株式交換（中山三星建材）を行う理由」においてご説明いたしたとおりです。

本議案は、特別決議事項であり、出席議決権の3分の2以上のご賛成が必要となりますので、何卒ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

2. 本株式交換契約（三泉シヤー）の内容の概要

当社が三泉シヤーと平成25年3月28日に締結した本株式交換契約（三泉シヤー）の内容につきましては、別紙5「株式交換契約書（写）」に記載のとおりです。

3. その他本株式交換（三泉シヤー）に関する事項

(1) 対価の相当性に関する事項

ア 三泉シヤーの株主に対して当社が交付する株式の割当ての内容

(ア) 割当比率

三泉シヤーの株式1株に対し、当社の普通株式63株が交付される予定です。ただし、当社が保有する三泉シヤーの株式22,800株については、株式交換による株式の割当てを行いません。

(イ) 株式交換により交付する株式数

当社は上記割当比率に従って、新株発行により株式を交付する予定です。その結果、合計6,123,600株の新株式が交付される予定です。ただし、三泉シヤーが反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

イ 株式交換比率の算定根拠等

(ア) 算定の基礎

本株式交換（三泉シヤー）における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及び三泉シヤーから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はフロンティア・マネジメントを株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定しました。なお、三泉シヤーについては、同社の判断により、第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼していません。

なお、当社は第三者算定機関より本株式交換（三泉シヤー）における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

フロンティア・マネジメントは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、三泉シヤーについても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社がフロンティア・マネジメントに提供した当社の将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提としており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、三泉シヤーとの業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、三泉シヤーがフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提としており、大幅な増益または減益は見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。後記の株式交換比率の算定レンジは、三泉シヤーの普通株式1株に割当てられる当社の普通株式数のレンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ（三泉シヤ一の普通株式1株に割当てる当社普通株式の数）
DCF法	76～130
類似会社比較法	45～79

なお、フロンティア・マネジメントは、本事業再生計画で想定されている本債権放棄及び本第三者割当増資に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、当社及び三泉シヤ一から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、三泉シヤ一及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析ならびに評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて当社及び三泉シヤ一の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び三泉シヤ一の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

(イ)算定の経緯

当社はフロンティア・マネジメントによる分析結果を参考にしつつ、当社及び三泉シヤ一は、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成25年3月28日に、最終的に上記「3. (1)ア(ア) 割当比率」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(ウ)算定機関との関係

フロンティア・マネジメントは、当社及び三泉シヤ一とは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換（三泉シヤ一）に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(エ)公正性を担保するための措置

当社は独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、当社はフロンティア・マネジメントに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告を受けました。その後、当社はかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換（三泉シヤー）を行うこととしました。なお、当社は、第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(オ)利益相反を回避するための措置

三泉シヤーは、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

当社取締役又は従業員と本株式交換（三泉シヤー）を行う三泉シヤーにおける兼任状況については、当社の従業員である齋藤日出樹が三泉シヤーの非常勤取締役就任しておりますが、本株式交換（三泉シヤー）について、利益が相反するおそれがあり、三泉シヤーにおける意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、三泉シヤーの取締役会における本株式交換（三泉シヤー）に係る審議及び決議には参加しておらず、また、三泉シヤーの立場において、本株式交換（三泉シヤー）に係る当社との協議及び交渉にも参加していません。また、当社の常勤監査役である笹部隆夫が三泉シヤーの非常勤監査役に就任しておりますが、三泉シヤーにおける意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、三泉シヤーの取締役会に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べておりません。

(2) 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社及び三泉シヤーは、本株式交換（三泉シヤー）の交換対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。

当社及び三泉シヤーは、当社の普通株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換（三泉シヤー）後、市場において取引機会が確保されることが可能であること等から、相当であると考えております。

(3) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換（三泉シヤー）に際して増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。

資本金： 0 円

資本準備金： 法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額

利益準備金： 0 円

上記資本金及び準備金の額に関する事項の定めは、当社グループの資本政策及び当社の事業再生計画に鑑み相当であると判断します。

(4) 三泉シヤーの最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

三泉シヤーの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.nakayama-steel.co.jp/>) に掲載しております。

(5) 三泉シヤーの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等がある場合の当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(6) 三泉シヤーにおいて最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

(7) 当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び中山三星建材株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：中山三星建材株式会社
住所：大阪府堺市堺区山本町6丁124番地

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に177を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式177株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 : 金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の
最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 藤井博務^印

乙：大阪府堺市堺区山本町6丁124番地
中山三星建材株式会社
代表取締役社長 柳澤俊三^印

以上

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び中山通商株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：中山通商株式会社
住所：大阪市西区南堀江一丁目12番19号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に25を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式25株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 : 金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の
最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手の続の進行に应じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 藤井 博 務^印

乙：大阪市西区南堀江一丁目12番19号
中山通商株式会社
代表取締役社長 徳山 寛^印

以 上

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び三星商事株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

（1）株式交換完全親会社

商号：株式会社中山製鋼所

住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号

（2）株式交換完全子会社

商号：三星商事株式会社

住所：大阪市西区川口三丁目1番20号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に35を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式35株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 : 金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の
最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手の続の進行に应じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 藤井 博 務^印

乙：大阪市西区川口三丁目1番20号
三星商事株式会社
代表取締役社長 前川 宗 里^印

以 上

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び三星海運株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：三星海運株式会社
住所：大阪市西区新町四丁目19番9号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に563を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式563株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 : 金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の
最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手の続の進行ににじ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 藤井博務^印

乙：大阪市西区新町四丁目19番9号
三星海運株式会社
代表取締役社長 針原保典^印

以上

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び三泉シヤ－株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：三泉シヤ－株式会社
住所：大阪市浪速区久保吉一丁目3番14号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に63を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式63株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 : 金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の
最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手の続の進行ににじ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 藤井博務^印

乙：大阪市浪速区久保吉一丁目3番14号
三泉シヤ－株式会社
代表取締役社長 今井武^印

以 上

第6号議案 発行可能株式総数の増加に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

本議案は、本事業再生計画の一環として第7号議案で提案いたします「第三者割当による募集株式発行の件」において予定する募集株式の発行に備え、十分な発行可能株式総数を確保するため、発行可能株式総数を3億株から7億株へ増加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数)	第2章 株 式 (発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3</u> 億株とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>7</u> 億株とする。

なお、本議案に係る定款変更は、第1号議案から第5号議案が原案通り承認可決されること、およびこれらの議案に係る株式交換がいずれも効力を生じていることを条件として、平成25年7月10日をもって、その効力が生じるものといたします。

第7号議案 第三者割当による募集株式発行の件

会社法第199条および第200条の規定に基づき、当社の財務体質の改善及び強化ならびに本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革費用及び設備投資資金等を確保することを主たる目的として、スポンサーである新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社、及び大和PIパートナーズ株式会社を引受先とする第三者割当増資（第三者割当による募集株式の有利発行）（以下、「本第三者割当増資」といいます。）に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、特別決議事項であり、出席議決権の3分の2以上のご賛成が必要となりますので、何卒ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

1. 募集株式を引き受ける者に対して特に有利な払込金額で募集株式の発行をする理由

(1) 第三者割当による募集株式を発行する理由

前述の第1号議案から第7号議案の上程に至る背景および経緯に記載のとおり、当社グループが持続的に成長していくためには、グループ企業の経営管理を強化するとともに、自己資本が脆弱であり、かつ、過大な有利子負債を負担している現状を改善する必要があります。そこで、本事業再生計画に基づき、過剰債務の解消を図るべく、関係金融機関等に対して約602億円の債権放棄の依頼を行うとともに、抜本的な財務体質の改善・強化ならびに本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図るため、スポンサーより第三者割当増資による資金調達を行うものです。

(2) 払込金額の算定根拠

希薄化率に関する東京証券取引所の上場廃止基準に抵触しないという条件のもと、本株式交換及び本第三者割当増資後にスポンサーが保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること及び払込金額の合計を総額約90億円（予定）とすることを基本的な枠組みとして、本株式交換における反対株主による株式買取請求が全くなされない状況を仮定して発行価額の下限を26円（本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前取引日（以下、「直前取引日」といいます。）の終値（70円）から62.9%（小数第2位以下を四捨五入しています。以下、ディスカウント率の計算について同じです。）ディスカウントの価格）に設定し、平成25年7月10日以降、本株式交換の結果を踏まえてスポンサーと協議のうえ、最終的には平成25年8月7日開催予定の当社取締役会が決定する価格とすることを予定しています。

なお、発行価額の下限（26円）での発行となった場合は、直前取引日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（65円（円未満切り捨てています。以下、終値の単純平均値の計算について同じです。））に対し60.0%のディスカウント、直前取引日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（65円）に対し60.0%のディスカウント、直前取引日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（53円）に対して50.9%のディスカウントを行った金額となり、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らせば本第三者割当増資は有利発行に該当するものと判断されます。そこで、本定時株主総会において、本第三者割当増資による新株式発行に関する議案について特別決議による承認を得ることを条件に、本第三者割当増資を行うことといたしました。

(3) 株主の皆様の議決権に生じる希薄化について

本第三者割当増資の実行により、平成24年9月30日時点の既存株式の議決権に対し、最大約271%の希薄化が生じる見込みですが、当該希薄化率は300%を超えないことから、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触しない範囲のものであります。

当社といたしましては、本第三者割当増資により、過剰債務の解消を図るとともに、①抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図ることができること。②自己資本比率を向上させ、財務体質の抜本的な改善を図ることができること。③本事業再生計画の遂行を迅速かつ確実に実行するためには、スポンサーに当社の議決権総数の3分の2超を保有する株主として当社の事業再生に関与していただくことが、既存の株主の皆様にとっても最善の方法であること。④複数のスポンサーによる出資をいただくことにより、スポンサーとのアライアンス関係の維持及び強化または多様化を図ることができ、本第三者割当増資には事業面での効果が期待できること。⑤機構の再生支援による本事業再生計画の遂行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであること。⑥本事業再生計画は、機構による再生支援を受けて遂行されるため、透明性及び公正性を確保する効果も期待できることから、株主共同の利益に合致すると認識しております。

以上により、当社といたしましては、本第三者割当増資は、当社が置かれた事業環境及び財務状況に鑑み、事業再生に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の改善のため必要不可欠なものであり、これに伴い生じる希薄化についても一定の合理性があると考えております。

なお、本議案に係る募集株式の発行につきましては、第6号議案「発行可能株式総数の増加に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当該議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。

2. 募集株式の内容

(1) 募集株式の種類	普通株式														
(2) 募集株式の数の上限	346,750,000株														
(3) 払込金額の下限	1株につき金26円														
(4) 払込金額の総額	合計約9,015,500,000円（予定）														
(5) 募集方法	第三者割当によるものとし、概ね次のとおり割り当てる。 （ただし、下記(6)のとおり、最終的な割当数は当社取締役会の決議により決定する。） <table> <tr> <th>（割当予定先）</th><th>（割当予定株式数）</th></tr> <tr> <td>新日鐵住金株式会社</td><td>94,246,000株</td></tr> <tr> <td>阪和興業株式会社</td><td>79,883,000株</td></tr> <tr> <td>日鐵商事株式會社</td><td>52,404,000株</td></tr> <tr> <td>エア・ウォーター株式会社</td><td>46,885,000株</td></tr> <tr> <td>大阪瓦斯株式会社</td><td>19,230,000株</td></tr> <tr> <td>大和PIパートナーズ株式会社</td><td>54,102,000株</td></tr> </table>	（割当予定先）	（割当予定株式数）	新日鐵住金株式会社	94,246,000株	阪和興業株式会社	79,883,000株	日鐵商事株式會社	52,404,000株	エア・ウォーター株式会社	46,885,000株	大阪瓦斯株式会社	19,230,000株	大和PIパートナーズ株式会社	54,102,000株
（割当予定先）	（割当予定株式数）														
新日鐵住金株式会社	94,246,000株														
阪和興業株式会社	79,883,000株														
日鐵商事株式會社	52,404,000株														
エア・ウォーター株式会社	46,885,000株														
大阪瓦斯株式会社	19,230,000株														
大和PIパートナーズ株式会社	54,102,000株														
(6) 募集事項の決定の委任	上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項および割り当てに関する細目事項については、当社取締役会の決議により決定する。														

第8号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、権限を集約し意思決定の迅速化を図るため、取締役数を現在より減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	※ もり た しゅん いち 森 田 俊 一 (昭和19年10月29日生)	昭和42年4月 東洋鋼鈑株式会社入社 平成8年6月 同社本社商品開発部長 平成9年6月 同社取締役 平成12年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社常務取締役環境・技術・機能材料部門担当 平成16年6月 同社専務取締役機能材料部門管掌 平成17年10月 同社専務取締役機能材料部門・市場開発プロジェクト管掌 平成18年4月 同社取締役専務執行役員生産本部長兼下松工場長 平成22年6月 同社顧問 平成24年3月 同社退職 平成25年3月 当社顧問 現在に至る	10,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
2	はこ もり かず あき 箱 守 一 昭 (昭和28年2月8日生)	昭和55年4月 当社入社 平成11年9月 当社第二圧延部長 平成14年10月 当社生産技術部圧延総括部長 平成15年8月 当社生産技術部長 平成17年6月 当社取締役生産技術部長兼事業戦略担当 平成21年4月 当社取締役事業戦略、品質管理、商品開発、棒線担当 平成22年6月 当社取締役圧延部門、品質管理、商品開発担当 平成23年2月 当社取締役営業本部長兼商品開発担当 平成24年11月 当社取締役営業、アモルフラス担当 平成25年4月 当社取締役営業担当 現在に至る	56,000株
3	※ なか むら さ ち お 中 村 佐知大 (昭和32年2月22日生)	昭和54年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成13年4月 同行谷町支店長 平成15年3月 株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）広報部長兼株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）広報部長 平成16年10月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）東京法人営業第2部長 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行営業第一本部営業第四部長 平成19年2月 同行公共法人部長 平成21年6月 三菱UFJスタッフサービス株式会社代表取締役副社長 平成23年7月 エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社代表取締役社長 現在に至る	5,000株

- (注) 1. ※は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第9号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 福西惟次氏は任期満了となります。また、監査役 笹部隆夫、監査役 榎本比呂志の両氏は辞任により退任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 守屋隆男氏は、監査役 笹部隆夫氏の補欠として選任をお願いいたしますと存じます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
1	※ もり や たか お 守 屋 隆 男 (昭和30年4月10日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年11月 工程管理部長 平成22年6月 企画管理部長 平成24年6月 参与企画管理部長 平成25年4月 参与 現在に至る	8,000株
2	ふく にし のぶ じ 福 西 惟 次 (昭和17年8月24日生)	昭和41年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成3年4月 株式会社三和総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）国際経営開発部長 平成7年10月 イタリヤード株式会社常務取締役 平成16年7月 管理本部長 トルカメコーポレーション株式会社（現As-me エステール株式会社）監査役 平成17年6月 当社監査役 現在に至る	0株
3	※ かわ の べ ひろ ふみ 川野辺 弘 文 (昭和22年2月9日生)	昭和45年4月 新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社 平成16年6月 太平工業株式会社取締役専務執行役員管理本部長 平成19年6月 同社取締役副社長執行役員副社長 平成20年6月 管理本部長 北都電機株式会社 代表取締役社長 平成23年6月 新日鐵化学株式会社（現新日鐵住金化学株式会社）常任監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は、新任監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 福西惟次、川野辺弘文の両氏は、社外監査役の候補者であります。なお、当社は、福西惟次氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、川野辺弘文氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員とする予定であります。

4. 福西惟次氏を社外監査役候補者とした理由は、国内外の最高財務責任者（CFO）を歴任し、財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営上の重要事項の決定および業務執行等の監査に十分な役割を果たしていただけると判断したものであります。
5. 川野辺弘文氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が新日鐵住金株式会社で培われた豊富な経験と見識を有しており、また他社において監査役の経験も有しておりますので、当社の監査体制に反映していただけると判断したものであります。
6. 福西惟次氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
7. 当社は、福西惟次氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
また、川野辺弘文氏の選任が承認された場合には、同内容の契約を締結する予定であります。
8. 監査役候補者 守屋隆男氏は、監査役 笹部隆夫氏の補欠でありますので、同氏の任期は当社定款第32条の規定に基づき、退任される監査役の任期の満了する時まで（3年）となります。

第10号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
なか つかさ まさ ひろ 中 務 正 裕 (昭和40年1月19日生)	平成6年4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属 中央総合法律事務所（現弁護士法人中央総合法律事務所）入所 現在に至る 平成17年8月 米国Kirkland & Ellis LLP勤務 （～平成18年7月） 平成18年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成18年6月 浅香工業株式会社社外監査役 現在に至る （重要な兼職の状況） 浅香工業株式会社社外監査役 貝塚市公平委員 公益社団法人総合紛争解決センター和解あつせん人・仲裁人候補者 大阪弁護士会常議員	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中務正裕氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、企業法務等を専門とした弁護士としての豊富な経験を当社の監査に反映していただけると判断したものであります。
また、当社は平成20年6月27日に同氏を当社独立委員会の委員に選任しております。
4. 同氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 株式会社 中山製鋼所 事務管理センター7階 大ホール
電 話 (06) 6555-3111 (代表)

交通手段 ● JR大阪環状線 大正駅

市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車 (所要時間約20分)

● 地下鉄長堀鶴見緑地線 大正駅2番出口

市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車 (所要時間約20分)

● 阪神なんば線 ドーム前駅2番出口

市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車 (所要時間約25分)

